

全国的に母子などの餓死事件が後を絶たない。平成25年5月24日に成人女性と3、4歳の性別不詳の幼児の一部ミイラ化した遺体が大阪市北区天満のマンションから発見された。報道によれば、この女性は夫のDVから逃れるため、平成24年10月ころに3歳の男の子を連れて家を出てクラブやラウンジなどに勤務していたようであるが、夫に居場所を突き止められないようにと住民登録もせず、実家にも居所を知らせず、よって、行政からの支援も受けられないまま徐々に孤立を深めて生活をしてきた。1Kの部屋の電気やガスは止められ、冷蔵庫には食べ物が入っており、現金もほとんどなく、「最後までとたくさん食べさせてあげられなくてごめんね」とのメモ書きが室内に残されていた。母子のどちらが早く亡くなってしまったのかは分からないが、空腹に耐えかね息を引き取った幼き子の声なき声を私たちはどうやって受け止めればいいのか。

この事件が起きた平成25年の国民生生活基礎調査によって我が国の6人に1人の子が貧困ラインを下

回る中で生活をしていることが判明した。「子の貧困」とは、貧困線（世帯の可処分所得を世帯人員の平均根で割って調整した所得の中央値の半分に満たない額）に満たない17歳以下の子ども割合のことをいう。同調査によれば、中央値が金244万円であったことから貧困線は122万円となり、同金額以下で1年間生活している17歳以下の子どもが6人に1人いることとなる。

別な調査によれば、シングルマザーの就業率は80.6%にも上るが、その平均年収は金181万円に過ぎず、この金額は他の一般家庭の30%程度に止まっており、その半数弱が非正規雇用という不安定な労働環境に置かれているとのことである。また、平成23年度の全国母子世帯等調査結果報告によれば、母子家庭の母の雇用保険未加入率が40%、半数以上の母子家庭の貯金額が金50万円以下、養育費を受け取っている母が20%を切っている。これらのデータから母子家庭が置かれている状況が垣間見られる。さらに深刻な問題は、我が国では、母子家庭や父子家庭の1人親が働いている

場合を抽出しても、その貧困率が55%弱の値にまで上っており、その1人親がたとえ働くことができているとしても、その50%以上の1人親世帯が貧困から抜け出せていないということである。この数値は1人親が働いていない場合の貧困率とほとんど変わらない。

最初に取り上げた母子餓死事件においても、DVの環境で育った子がその後貧困に陥り、さらには餓死に至るという連鎖が起こっている。これら貧困、DV、そして虐待などの理由によって健全な家庭から隔てられた子どもたちは心身の健康を保てず、学力面でも不利な状況を強いられてしまうことが懸念されている。そういう中で、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、同年8月29日付で閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱について」では、まず1人親の就労を支援する就労支援員を全国に配置し、また、学校を貧困対策のプラットフォームと位置づけ、塾に通えない子どもたちの学習支援などを強化することが盛り込まれた。また、厚生労働省も

児童扶養手当の拡充を検討しているという。

私も事件を通じて離婚前後に亘って子どもたちの年齢や疾患などによって長い時間働けない女性たち、子育ての必要から自宅からあまり離れた場所に勤務できず限られた選択肢からアルバイト先を見つけてざるを得なかった女性たち、少しでも多くの収入を得るためにダブルワークで働き始めたが、心と身体に余裕がなくなり子どもたちとの接点も少なくなってしまう中でジレンマを抱えながら働き続け、その後身体を壊してしまった女性たちと接してきた。自分1人の力で精一杯頑張っている貧困に陥っていく1人親家族を絶対に置き去りにしてはならないと思ってきた。

さいきまこさんという女性が書いた「神様の背中」貧困の中の子どもたち」というマンガが刊行されている。DV、児童虐待、生活保護など、さまざまな要因が複雑に絡み合っている貧困に至っていることを考えさせられる名著だと思う。貧困問題の奥底には自己責任では片付けられない問題が横たわっている。

## 法律談 40 R

### 子どもの貧困について

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・白浦法律事務所」代表。